

虐待防止のための指針

株式会社 みらここ

A型事業所 Joy Quest

1 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

障害者に対する虐待はその尊厳を害するものであり、障害者の自立と社会参加にとって障害者虐待の防止を図ることが極めて重要です。当事業所は、障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

- ① **身体的虐待**：利用者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- ② **性的虐待**：利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること。
- ③ **心理的虐待**：利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ **放棄・放置**：利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤ **経済的虐待**：利用者の財産を不当に処分することその他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

2 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項

次の取り組みを継続的に実施し、虐待防止のため体制を維持・強化します。

(1) 虐待防止委員会の設置及び開催

虐待防止委員会（委員会）を設置し、虐待の防止のための対策を検討します。

委員会は次の事項について協議します。

- ① 虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成）

- ② 虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）
- ③ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）

委員会は1年に一度以上の頻度で開催します。なお、身体拘束適正化委員会や、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があります。

(2) 委員会の構成員

- 委員長：サービス管理責任者
- 委員：職業指導員・生活支援員、その他委員長が指名した者

(3) 周知及び周知

委員会での検討内容の記録様式（別記様式1「虐待防止・身体拘束適正化委員会議事録」）を定め、これを適切に作成・説明・保管します。また、委員会の結果について、職員その他の従業者に周知徹底します。

(4) 担当者の配置

虐待防止担当者を、サービス管理責任者とします。

3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止のため、介護職員その他の従業者について、職員採用時のほか、年一回以上の頻度で定期的な研修を実施します。

研修内容は次の事項を基本とします。

- ① 虐待防止法の基本的考え方の理解
- ② 虐待の種類と発生リスクの事前理解
- ③ 早期発見・事実確認と報告等の手順
- ④ 発生した場合の改善策

研修の実施に当たって、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容（研修概要）を記載した記録を作成します。

4 事業所内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

- (1) 虐待又はその疑いが発生した場合には、速やかに市に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。
- (2) 緊急性の高い事案の場合には、市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

5 虐待発生時の対応に関する基本方針

- (1) 職員等が他の職員等による利用児への虐待を発見した場合、担当者に報告します。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談します。
※ 別記様式2「虐待通報連絡票」
- (2) 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。
- (3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等にのっとり、必要な措置を講じます。
- (4) 上記の対応を行ったにもかかわらず善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市の窓口等外部機関に相談します。
- (5) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止委員会で当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
- (6) 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策をあわせて市に報告します。
- (7) 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

6 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、本事業所で使用するマニュアルに綴り、全ての職員が閲覧を可能とするほか、利用者やご家族が閲覧できるように事業所へ掲示します。法人又は事業所のホームページがある場合はホームページへ掲載します。

作成 令和5年4月1日